

栗野コミュニティセンターだより

栗野地区推計人口(令和4年2月1日現在)
男 1,372人 女 1,297人 計 2,669人 1,019世帯



第11号 令和4年2月25日発行
栗野コミュニティセンター
〒322-0305 鹿沼市口栗野1780番地
TEL:0289(63)8356
FAX:0289(85)3363
E-mail:awako@city.kanuma.lg.jp

栗野4地区合同冬の公民館教室第2弾 「ハーバリウム教室」を開催しました

昨年末の「しめ縄リース作り」「フラワーアレンジメント教室」に続き、1月28日(金)栗野コミセンを会場に栗野4地区合同の公民館教室第2弾として「ハーバリウム教室」を開催しました。今回も十分な感染症対策を行いながらの教室でしたが、参加されたみなさん楽しみながらとても素敵な作品が完成しました。



「城山公園オー!そうじ」にご協力をお願いします

栗野コミュニティ推進協議会とふるさとあわのづくり協議会共同で、城山公園の清掃を行います。ご協力いただける方は、電話でお申し込みください。

【とき】3月13日(日)午前8時30分開始
午前10時30分散会予定 小雨決行

【集合場所】城山公園イベント広場

【内容】清掃等 【持ち物】軍手・タオル等

【申込先】栗野コミュニティセンター

☎63-8356

※新型コロナウイルス感染症拡大により中止になる場合があります。

「自宅で楽しく元気アップ!」 リニューアルしました



地域包括ケア推進係 ☎63-2175

テレビを観ながら介護予防できる番組「自宅で楽しく元気アップ!」を鹿沼ケーブルテレビで放送中です。ご好評につき、2月から内容をリニューアルしました。新しい運動メニューに加え、栄養について追加しています。1回約15分、自宅で手軽にできる内容です。体力維持のために、ぜひご覧ください。

【放送】かぬまチャンネル第1 1日2回
(午前5時45分~/午後1時45分~)

リーバス「口栗野線」「入栗野上五月線」 一部ダイヤが変更になります

交通政策係 ☎63-2163

【変更日】3月12日(土)

◎口栗野線

◆JR 鹿沼駅 19:48 発⇒19:50 発に変更

◎入栗野上五月線

◆上五月 8:40 発⇒8:35 発に変更



※詳しくはリーバス車内及び市HPでご確認ください。

税証明の本人確認書類が変わります

公的機関発行の顔写真入りの身分証明(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等)があれば1枚で済みますがお持ちでない場合は、保険証・年金手帳・診察券・預金通帳等複数必要な場合があります。※ご不明な点は、栗野コミセン ☎63-8356 にお問い合わせください。

注意!!

サル出没中!!

(...その「サル」狂暴につき)

口栗野近辺(城山公園等)に「サル」の群れが頻りに目撃されています!

「サル」を見かけたら、安易に刺激せず栗野コミセン ☎63-8356 にご連絡ください。

身を守る行動をお願いします!

地域情報サイト

「鹿沼デジタル・コミュニティ推進協議会 NEO」

https://blog.goo.ne.jp/community_2018

※「推計人口」はR2国勢調査の人口を基とし、その後の出生・死亡・転入・転出などを加減して算出した人数です。

「あわの城山つつじ祭り」について

ふるさとあわのづくり協議会

毎年恒例の「あわの城山つつじ祭り」は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オープニングセレモニー・ステージイベント・遊具等は見合わせることに致しました。

○3月の行事予定○

10日 栗野中卒業式
卒業式 18日 栗野小卒業式
 25日 栗野保育園修了式



○3月の納税○



納期限 3月31日
 ・市税・国民健康保険税（随時）
 ・介護保険料・後期高齢（随時）



捨てる前に再利用！ 制服・学用品の再利用について

まだ着られるのに、卒園・卒業・進級などにより不要になった制服、体操着、カバン、学用品等はありませんか？「リサイクルショップぶうめらん」では、再利用可能な制服などを、委託販売と寄付の2種類の形式で受け付けています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

○特定非営利活動法人ぶうめらん ☎65-6677

【所在地】上殿町 698(市リサイクルセンター内)

【営業時間】午前10時～午後3時

【定休日】水曜日(臨時休業あり)



リユース品を販売しています！

環境クリーンセンターでは、家庭から持ち込まれる粗大ごみ・電化製品・自転車をそのまま処理するのではなく、リユース(再利用)品として取扱い可能な物は、本人の同意の上

「リサイクルショップぶうめらん」

で安く販売しています。

★リユースを行っている品物

- ・家具、インテリア(たんす、ソファ等)
- ・スポーツ用品・自転車・電化製品(扇風機等)



図書館あわの館3月の休館日

7日.14日.17日.22日.28日

18歳になったら、 大人としての責任を!!



成年年齢を18歳に引き下げる、改正「民法」が今年4月1日から施行され、18歳、19歳の方は親の同意を得ずに携帯電話やアパートの契約、クレジットカードの作成やローンを組むことができるようになります。

現在の18歳=未成年	これからの18歳=成人
親の同意なしで契約した場合、原則、契約を取り消すことができます。	令和4年4月から、18歳・19歳の方は親の同意がなくてもいろいろな契約ができるようになります。
<p>NO!</p> <p>親の同意がない契約は取り消せる(法律で保護されている)</p>	<p>OK!</p>
ただし、お小遣いの範囲内などの少額な契約や、自分が成人だと偽って契約した場合、結婚している場合等は取り消すできません。	ただし、「未成年者取り消し」はできなくなり、さまざまな勧誘のターゲットになる危険性が増加します。

できるようになります。

ただし、今までのように「未成年者取り消し」ができなくなるなど、消費者として危険が増すことになるので注意が必要です。インターネット販売のトラブルや身に覚えのない請求など「おかしいな」「困ったな」と思ったときは、消費生活センター ☎63-3313 へご相談ください。

市民課日曜窓口

3月は開設日を増やします

引っ越しなどで手続きが多くなる3月は、臨時で開設日を増やします。

【開設日】3月6日・13日・20日・27日

【開設時間】午前8時30分～正午

月曜日は午後7時まで 窓口を延長しています

※月曜日が祝日の場合は翌日以降の開庁日に延長窓口を行います。

【開設窓口】

- ・市民課（1階①番）・納税課（2階②番）
- ・税務課（2階③番）・保険年金課（1階②番）
- ・健康課いちごっこかぬま（5階⑤番）
- ・子育て支援課こども給付係（5階④番）